

元町北ポプラ児童会館指定管理者募集に関する質問及び回答

令和5年8月10日

令和5年8月18日

項目	内容	回答	
1	施設及び設備の保守点検業務 (仕様書16ページ)	多目的ホール床コーティングについて、水性コーティング塗布(2年に1回)とありますが、床材は児童会館と同様(木製)という認識でよろしいでしょうか。	多目的ホールの床材はフローリング(木製)になります。
2	施設及び設備の保守点検業務 (仕様書16ページ、別紙4)	保守点検業務の内容の確認ですが、駐車場管理、受水槽定期点検、貯油槽定期点検、自動ドア保守、エレベーター保守点検は必要ないでしょうか。別紙4の内容以外に保守点検業務は必要ないでしょうか。	必要ありません。
3	施設及び設備の保守点検業務 (仕様書16ページ、別紙4)	暖房については、温水ヒーターのみでFF暖房機、温風暖房機(ボイラー)の点検は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	児童会館の暖房機器は、集会室・プレイルーム・クラブ室等は天井カセット型のGHP、多目的ホールは床置型のGHPのため、FF暖房機やボイラーの点検は不要です。
4	光熱水費の費用負担 (仕様書17ページ)	電気は札幌市、ガス・水道は指定管理者とあるが、特にガスについては使用するべく設備(GHP等)はありますか。	上記3のとおり、各室に暖房設備としてGHPを設置します。
5	施設の使用承認等に関する業務 (仕様書21ページ)	各貸室の正式名称と面積(料金)を教えてください。	<p>【50㎡までの室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ室：26.68㎡ ・集会室：26.57㎡ <p>【50㎡を超え120㎡までの室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイルーム：102.27㎡ <p>【120㎡を超え300㎡までの室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール：150.00㎡ <p>利用料金の詳細は札幌市児童会館条例の別表2をご覧ください。</p>